

ショッピング安心保険のあらまし

被保険者	補償の対象となる商品を正当な権利をもって所有されている方。但し、保険金の請求はその商品を購入したカード会員に限ります。				
補償期間	カード会員が商品をカードで購入された日から90日間。				
補償対象	カード会員が日本国内でカードを利用して購入された商品。				
補償の対象となる事故	日本国内で発生した火災・破裂・爆発・破損・盗難などの偶然な事故。				
補償限度額および注意事項	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1事故上限額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補償限度額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 1回の事故につき1個または1組につき5千円が自己負担額となります。ただし、5千円未満の損害額(修理の場合も含む)は対象外となります。 ● 保険の対象の商品に事故が発生した時点で保険金請求可能な他の保険がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。 ● 代金の一部のみをカードを利用して支払われた場合には代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乗じた金額が限度となります。 		1事故上限額	補償限度額	100万円
	1事故上限額				
補償限度額	100万円				
補償の対象とならない主な場合	<ol style="list-style-type: none"> ① 海外で発生した事故による損害 ② 紛失置き忘れによる損害 ③ 商品の欠陥・消耗・さび・変色・虫喰いなどによる損害 ④ 電気的な事故や機械的な事故による損害 ⑤ 使用人の不正、または詐欺・横領による損害 ⑥ カード会員や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害 ⑦ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ⑧ 戦争・侵略行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害 ⑨ 核燃料物質その他有害な特性に起因する損害 ⑩ 商品の誤った使用によって生じた損害 ⑪ 商品の物的損害に起因する一切の間接損害 ⑫ 汚損、かき損、擦損、かき傷または塗料の剥がれ等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 				
補償の対象とならない商品	<ol style="list-style-type: none"> ① 商品券、航空券、乗車券など ② 宅配便など(通販などの輸送中の商品) ③ 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの ④ 預金証書または貯金通帳(通帳及び現金支払機用カードを含みます。) ⑤ 食料品・飲料(酒類を含みます。) ⑥ 船舶(ヨット・モーターボート及びボートを含みます。)、航空機、自動車、原付自動車、自転車、ハンググライダー、ラジオコントロール模型及びこれらの付属品 ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの ⑧ 動物あるいは植物(剥製・ドライフラワーを含みます。) ⑨ 稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの ⑩ 携帯電話・ポケットベルなどの携帯式通信機器 ⑪ 職業上の商品として購入したもの 				
保険金支払の時期	保険金の支払は当該商品のカード利用代金決済後となります。				
代位	<ol style="list-style-type: none"> ① 損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの商品による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた商品、及び会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。 ② 会員は損害保険会社が取得する前項の権利の保全及び行使並びにそのために損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。 				
損害保険防止の義務	会員は事故が生じたときの損害発生防止及び軽減につとめなければなりません。				
準拠法	この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行われたものであり、会員が損害保険会社に対し補償の請求を行う場合も日本国の法令適用があります。				

ショッピング安心保険の事故の通知について

事故に遭われた際は事故発生日から30日以内に下記へご連絡下さい。

MileagePlusセゾンカードショッピング安心保険ホットライン
 0120-130-243 018-888-9302
コレクトコールでおかけください。
24時間受付 / 年中無休

海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険に関する保険金請求書類												
海外旅行傷害保険												
保険金請求書類	パスポート(コピー)	※保険金請求書	現地でしか手記できない書類					※損害品明細書	除籍簿	委任状・戸籍簿本	※後遺障害診断書	その他の書類
			医師の診断書	治療費の明細書	死亡診断書または火災調査書	事故証明書	支出を証明する書類					
保険金種類												
治療費用保険金(傷害・疾病)	○	○	○	○								○
携行品損害保険金	○	○						○	○			○
死亡保険金(傷害)	○	○			○	○				○		○
後遺障害保険金	○	○									○	○
救護者費用等保険金	○	○				○	○					○
賠償責任保険金	対人	○	○	○				○				○
	対物	○	○					○	○			○

国内旅行傷害保険												
死亡保険金(傷害)		○								○	○	○
後遺障害保険金		○									○	○
入院・通院保険金		○	○	○								○

(注)1. ○印は原則として必要な書類 ○印は場合によって必要となる書類
 2. ※印は保険会社所定用紙があるものです。

ショッピング安心保険に関する保険金請求書類

保険金請求のためには下記の書類が必要になります。(事故発生日から90日以内にこの提出ください。)
 クレジットカード売上票がない場合は保険金請求ができませんのでご注意ください。

保険金請求に必要な書類	損害の状況	
	修理可能な場合	修理不可能な場合
カード(コピー)	○	○
保険金請求書	○	○
罹災証明書・事故証明書	○	○
クレジットカード売上票	○	○
修理見積書		
修理代金請求書	○	-
修理代金領収書		
全損証明書	-	○
写真または現物	○	○
他保険の保険金請求書	○	○
委任状	○	○
盗難届(盗難の場合のみ)		○
その他関係書類	○	○

(注)○印は必要な書類、○印は場合によって必要となる書類

海外旅行の際のお願い

海外旅行に行かれる際には「本紙」をご持参いただくと安心です。
 保険の内容については、損害保険ジャパン日本興亜株式会社所定の約款に基づきます。

■引受保険会社
 損害保険ジャパン日本興亜株式会社(引受幹事保険会社)
 セゾン自動車火災保険株式会社
共同保険契約に関するご説明
 この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。
 各引受保険会社は、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

157X-3000-1409(2014.9)改

旅先で“もしも”の時に、お客様は、もちろんご家族もしっかりサポートします。

海外旅行・国内旅行傷害保険

お客様とご家族の、ご旅行中の事故を補償します。

海外旅行傷害保険

〈 傷 害 〉			〈 救護者費用 〉		〈 疾 病 〉	
交通事故にあった	スポーツ中にケガをした	ドアに手をはさまれた	旅先でケガをし家族が現地に向かった	カゼで高熱を發した	盲腸になった	
〈 携行品損害 〉		〈 賠償責任 〉		〈 緊急アシスタントサービス 〉		
ハンドバッグを盗まれた	カメラを落として壊した	お店の商品を壊した	日本語を話せる現地の医師を紹介し、ケガや病氣などの緊急時に救護者を手配します	現金不要で治療を受けられる医師を紹介し、緊急サービスを提供します。	現金不要で治療を受けられる医師を紹介し、緊急サービスを提供します。	現金不要で治療を受けられる医師を紹介し、緊急サービスを提供します。
※緊急アシスタントサービスは本会員・家族会員のみのサービスとなります。						

国内旅行傷害保険

〈 傷 害 〉			
このカードで代金を支払い搭乗した航空機の事故で亡くなった	このカードで宿泊料金を支払いした旅行中に火災で亡くなった	このカードで主催旅行の支払いをした旅行中にケガで後遺障害を負った	このカードで主催旅行の支払いをした旅行中に交通事故にあいケガをした

支払限度額と保険責任期間

保険の種類	担保内容	本会員	家族 ※1	保険責任期間
海外旅行傷害保険	傷 死亡・後遺障害	5,000万円	1,000万円	最高90日
	害 治療費用	300万円	200万円	
	疾病治療費用	300万円	200万円	
	賠償責任(自己負担額1,000円)	3,000万円	2,000万円	
	携行品損害 ※2	50万円	20万円	
	救 援 者 費 用	300万円	200万円	
国内旅行傷害保険	傷 害 死亡・後遺障害	5,000万円	1,000万円	最高90日
	入 院 日 額	5,000円	2,000円	
	通 院 日 額	2,000円	1,000円	

※1 家族特約の被保険者の範囲は、他に(セゾン)カード*を保有していない本会員の配偶者、本会員または配偶者と生計をともにする同居の親族、別居の未婚のお子様です。
 ※保険が自動付帯されている(セゾン)カードに限りま。

保険金をお支払いできない主な場合

- 海外旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用
 国内旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害、入院・通院・手術
 - 故意 ●けんか、自殺、犯罪 ●無資格運転、酒酔い運転 ●脳疾患、疾病、心身喪失 ●医学的他覚所見の無いむちうち症、腰痛等 ●スカイダイビングなどの危険なスポーツ中の事故 ●海外旅行傷害保険について土木建設工事などの危険な職業に従事中の事故 ●戦争・侵略行為、反乱、暴動 など
- 海外旅行傷害保険の疾病治療費用・救護者費用
 - 故意 ●けんか、自殺、犯罪 ●他覚症状のないむちうち症、腰痛 ●妊娠、出産、流産およびこれらに基づく病氣 ●歯科疾病 ●既往症 など※救護者費用については、自殺、妊娠、出産、流産で被保険者(保険の対象となる方)が死亡したときはお支払いの対象となりません。
- 海外旅行傷害保険の賠償責任
 - 職務執行に直接起因する損害事故 ●親族に対する損害事故 ●受託物に対する損害事故 ●自動車などの事故による損害事故 ●心神喪失に起因する事故または故意の事故 など
- 海外旅行傷害保険の携行品損害
 - 携行品の暇疵または自然消耗 ●携行品の置き忘れまたは紛失 ●借りたり、預かっている携行品の事故 ●現金、小切手、クレジットカード等の損害 ●パスポートの紛失 など

海外旅行傷害保険のあらまし

担保項目	こんなとき	お支払いする保険金	
傷害	死亡・後遺障害	被保険者(保険の対象となる方)が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。 (注)死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡保険金額をもって限度とします。	死亡されたとき……死亡後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 後遺障害が生……後遺障害の程度に応じたとき で死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。
	治療費用	被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けられたとき。	300万円を限度とし、事故の日(疾病の場合は医師の治療を開始した日)から180日以内に治療のために現実に出した次の費用をお支払いします。 ①医師による治療費、手術費、入院費 ②緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費 ③義手、義足の修理費(傷害治療費用のみ) ④治療による入院により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費 ⑤入院のために必要となった国際通話料、身の回り品購入費用(5万円限度)等(1事故について20万円限度) (注)社会保険等の制度的により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。
疾病治療費用	①責任期間中または責任終了後72時間以内に発病しかつ医師の治療を開始された場合は、責任期間中に原因が発生したものに限ります。 ②責任期間中に感染した特定の伝染病(コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症)のために責任期間終了後30日以内に医師の治療を開始された場合。		
賠償責任	被保険者が、責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき。	3,000万円を限度としてお支払いします。 (注1)賠償額の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。 (注2)1回の事故ごとに損害額のうち1,000円(免責金額)はご自身で負担していただきます。	
携行品損害	被保険者所有の携行品(現金、小切手、クレジットカード、定期券、運転免許証、コンタクトレンズ、各種書類および別送品を除きます)が責任期間中に火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けたとき。	1つ(1組または1対)あたり10万円(航空券・乗車券等の損害については5万円)を限度として自己負担額3,000円を控除した額をお支払いします。ただし、パスポート損害については再発給費用、渡航書の取得費用を5万円を限度として損害額とします。 (注1)お支払いする保険金の総額は、本会員50万円、家族20万円を保険期間中の限度とします。 (注2)修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	
救護者費用等	被保険者が責任期間中に①事故により遭難(行方不明を含みます)されたとき。 ②事故によるケガが原因で180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。 ③病気により死亡されたとき。 ④病気がかり旅行終了日から30日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。	300万円を限度として次の費用をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地との航空運賃等交通費(救護者3名まで) ③現地および現地までのホテル客室料(救護者3名かつ1名については14日分まで) ④現地からの移送費用 ⑤遺体処理費用(100万円限度) ⑥救護者の渡航費用および現地での諸雑費(20万円限度) (注)救護者とは捜索、看護、事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族をいいます。	

(注)「責任期間」とは、海外旅行の目的で住居を出発したときから住居に帰着するまでの間かつ日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までで日本を出国した日から最長90日間が補償されます。
(注)他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金がお支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
(注)ご出発前に特別な手続きは必要ありません。
(注)事故の発生した日から30日以内に事故発生状況および事故の程度を損保ジャパン日本興亜へご連絡ください。

国内旅行傷害保険のあらまし

担保項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害死亡・後遺障害	下記①から③によるけがで事故の日から180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合。 ①公共交通乗用具に搭乗する以前にその料金をクレジットカードで支払い、公共交通乗用具に搭乗中の事故によって傷害を受けた場合。 ②旅館、ホテル等の宿泊施設にチェックインする以前に、その料金をクレジットカードで支払った場合、またはノークーポンシステムを利用して宿泊施設の予約を行った場合に、宿泊中の火災、破裂、爆発により傷害を受けた場合。 ③宿泊を伴う募集型企画旅行でクレジットカードにより事前にその料金を支払った場合、募集型企画旅行に参加している間に傷害を受けた場合。	死亡され…死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払い致します。 後遺障害…後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額3%から100%をお支払い致します。
	〈入院保険金〉 ①から③の傷害により事故発生から8日間以上入院した場合。 (事故日から180日以内の入院が対象)	入院の場合…5,000円(日額) 通院の場合…2,000円(日額)
入院・手術・通院	〈手術保険金〉 入院保険金がお支払われる場合に、その傷害の治療のため所定の手術を行った場合。(事故日から180日までの手術が対象) 〈通院保険金〉 ①から③の傷害事故発生から8日間以上通院した場合。 (事故日から180日以内の通院に対し90日を限度)ただし、平常の業務、日常生活に支障の無い程度に治った以降については保険金をお支払しません。	手術の場合…5,000円×(手術の種類により10倍～40倍) ※家族については左記の「支払限度額と保険責任期間」に記載の金額をお支払限度額とします。

(注)ノークーポンシステムとは、カード加盟店である旅行者者に対して、カードにより料金を支払うことを告知して予約を行うシステムをいいます。
(注)募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行(平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの)をい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。
(注)募集型企画旅行に参加中とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。)を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離脱した期間は除きます。
(注)公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます。(時刻表に基づき運行されている航空機・電車・船舶等を指し、タクシー・ハイヤー・レンタカー・社用車は除く)

旅行傷害事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれましてからの事項をお伝えください。
 MileagePlusセゾンゴールドカード会員であること、カードの種類、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先。
■日本国内からのご連絡先 (国内旅行傷害保険の補償対象事故も下記になります)
 MileagePlusセゾンカード事故受付デスク(24時間受付、年中無休)
 ☎0120-130-242 ☎018-888-9299

■海外メディカルヘルプラインお問い合わせ先

ケガ・病気などでお困りのとき、電話1本で医療・緊急手配サービスを行います。
(24時間・年中無休・日本語対応)

お客様の滞在地	電話番号	センター
アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ	1800-233-2203 (無料電話)	アメリカセンター
メキシコ	001-855-835-2554 (無料電話)	
ブラジル	0800-892-1256 (無料電話)	
無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	アメリカ本土内から 804-673-1144 (コレクトコール) アメリカ本土外から (1)804-673-1144 (コレクトコール)	
中国 (香港・マカオを除く)	800-810-9784 (無料電話) *電話機の種類等によりご利用にならない場合があります。	中国センター
香港・マカオ	800-96-3010 (無料電話)	
無料電話がご利用にならない場合	中国国内から 010-8447-5985 (コレクトコール) 中国国外から (86)10-8447-5985(コレクトコール)	
台湾	00801-65-1166 (無料電話)	シンガポールセンター
韓国	00798-651-7029 (無料電話)	
シンガポール	1800-3041756 (無料電話)	
インドネシア	001-803-65-7187 (無料電話) *電話機の種類等によりご利用にならない場合があります。	
マレーシア	1800-80-1013 (無料電話)	アジア・オセアニア・グアム・サイパン
フィリピン	1800-1-651-0065 (無料電話)	
無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	シンガポール国内から 6535-5554 シンガポール国外から (65) 6535-5554	
タイ	1800-600-234 (無料電話) *電話機の種類等によりご利用にならない場合があります。	タイセンター
ベトナム	12065143 (無料電話)	
グアム・サイパン	1877-232-0747 (無料電話)	
オーストラリア	1800-553-152 (無料電話)	
ニュージーランド	0800-44-9345 (無料電話)	無料電話がご利用にならない場合
	タイ国内から 02-302-6535 タイ国外から (66) 2-302-6535	
イギリス	0800-312-002 (無料電話)	欧州・アフリカ・中近東・ロシア
フランス	0800-90-84-60 (無料電話)	
イタリア	800-791-034 (無料電話)	
ドイツ	0800-182-3992 (無料電話)	
無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	イギリス国内から 020-8840-8363 (コレクトコール) イギリス国外から (44)20-8840-8363(コレクトコール)	
上記センターに連絡が取れない場合	海外から (81)3-3811-8127 (コレクトコール) 日本国内から 03-3811-8127 (コレクトコール)	東京センター

※ミャンマー・カンボジア・アラスはタイセンターへご連絡ください。

※夜間・週末等で、MileagePlusセゾンゴールドカードの会員であることの確認がとれない場合には、可能な範囲(日本語の通じる病院の紹介など)でのアシスタンスはご提供しますが、キャッシュレスサービスのご提供はできませんのでご了承ください。

■海外ホットライン・お問い合わせ先

ケガ・病気以外のトラブルの場合の相談サービスです。
(24時間・年中無休・日本語対応)

お客様の滞在地	電話番号	オフィス
北米・中南米 ハワイ・グアム サイパン	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ グアム・サイパン 1800-366-1572 (無料電話) 949-437-9632 (1)949-437-9632	ロサンゼルス オフィス
中国	中国 (香港・マカオを除く) 800-820-8775 (無料電話) *電話機の種類等によりご利用にならない場合があります。 無料電話がご利用にならない場合 中国国内から 021-6841-2029 中国国外から (86)21-6841-2029	上海オフィス
香港・マカオ	2868-4392	香港オフィス
台湾	00801-855-769 (無料電話)	
韓国	00798-8521-6279 (無料電話)	
アジア	シンガポール 6738-3959 タイ 001-800-656-348 (無料電話) *電話機の種類等によりご利用にならない場合があります。 無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から (65)6738-3959	シンガポール オフィス
オセアニア	オーストラリア 1800-02-1066 (無料電話) 無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から オーストラリア内から 02-8218-5097 オーストラリア国外から (61)2-8218-5097	シドニー オフィス
欧州・アフリカ 中近東・ロシア	イギリス 0800-028-89-32 (無料電話) フランス 0800-770-241 (無料電話) イタリア 800-781-810 (無料電話) ドイツ 0800-182-1737 (無料電話) 無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から イギリス国内から 020-8080-0250 イギリス国外から (44)20-8080-0250	ロンドン オフィス
海外から	(81)18-888-9547	各オフィスに連絡が取れない場合
日本国内から	0120-08-1572 (無料電話) 018-888-9547	

※香港・マカオは香港オフィスへご連絡ください。

ご利用上のご注意
 ※上記は、2014年3月現在となっており、今後変更することがあります。
 ●()内は国別番号です。
 ●夜間・週末等は電話転送システムによる他のセンターでの対応になる場合があります。
 ●それぞれの無料電話は、それぞれの国・地域のみご利用になります。
 ●無料電話の設置のない地域からはコレクトコールをご利用ください。
 ●地域・電話機の種類・ホテルによってはコレクトコールが利用できない、もしくは、一部お客様負担がかかる場合があります。
 ●公衆電話・携帯電話からは利用できない国・地域があります。
 ●無料電話やコレクトコールをご利用にならない場合の電話料金はお客様負担となります。
 ●有料電話でおかけの場合は「折り返し電話」するよう各センターにお申し付けください。
 ●携帯電話の種類により、受信の際に利用料が発生する場合は、お客様負担となります。
 ●各国での電話事情等により電話がかかりにくいこともありますのでご了承ください。
 ●各電話番号については最新のものを掲載していますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがあります。電話のかららない場合は「海外メディカルヘルプライン東京センター」、「海外ホットライン東京オフィス」または他のセンター、他のオフィスへお問い合わせください。
 ●回線が混み合ったり、オペレーターが話し中の場合には、しばらくメッセージが流れたり、長くお待ちいただくことがあります。